

宇都宮市入札傍聴実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の実施する入札の透明性を高めるため、入札の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 市長から入札を執行することの委任を受けている者をいう。
- (2) 一般競争入札 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に定めるものをいう。
- (3) 指名競争入札 地方自治法第234条第1項に定めるものをいう。
- (4) 入札場所 入札を行なうため指定された場所をいう。
- (5) 入札開始時 入札を行なう旨入札執行者が宣言した時刻をいう。

(傍聴できる入札)

第3条 この要領に定めるところにより傍聴できる入札は、一般競争入札又は指名競争入札による入札とする。

(傍聴定員等)

第4条 傍聴人の定員は、会場の都合により入札執行者がその都度定めるものとする。

2 傍聴しようとする者は、入札開始時までに参加していなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物、張り紙、ビラ、プラカード、旗、啓発幕、はちまき、腕章、ゼッケン等を着用し、又は持っている者。
- (2) 楽器等、拡声器、ラジオ、ポケットベル、ファックス、無線機、録音機写真機、パソコン等を携帯している者。ただし、市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (3) 酒気帯び又は薬物により精神が不安定な状態にあると入札執行者が判断した者。
- (4) その他入札を妨害するおそれがあると入札執行者が判断した者。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、入札場所においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札参加者又は入札場所の外にいる者と会話，合図などで接触しないこと。
- (2) 入札の経過，結果などについての言動をしないこと。
- (3) 飲酒，飲食，喫煙はしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他入札の秩序を乱し，又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(通信，録音，録画，撮影又は入力等の禁止)

第7条 傍聴人は，通信，録音，録画，撮影又は入力等をしてはならない。ただし，市長の許可を得た者は，この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は，すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 入札執行者は，傍聴人がこの要領に違反すると認められるときは，職員に命じてこの者を退場させるものとする。

2 退場させられた者は，当該入札の傍聴はできないものとする。

附則

この要領は，平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は，令和8年4月1日から施行する。